

令和 7 年 9 月 9 日

令和 7 年第 2 回登米市議会定例会
9 月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮 問 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮 問 第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮 問 第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
同 意 第 5 号	監査委員選任につき同意を求めることについて	8
報 告 第 19号	継続費精算報告について	9
報 告 第 20号	令和 4 年度及び令和 5 年度登米市健全化判断比率の修正の報告について	11
報 告 第 21号	令和 6 年度登米市健全化判断比率の報告について	12
報 告 第 22号	令和 6 年度登米市資金不足比率の報告について	13
報 告 第 23号	令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）に係る専決処分の報告について	14
報 告 第 24号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について	16
報 告 第 25号	放棄した債権の報告について	17
報 告 第 26号	公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について	21
報 告 第 27号	株式会社いしこしの経営状況について	22
議 案 第 61号	令和 7 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議 案 第 62号	令和 7 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 63号	令和 7 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 64号	令和 7 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 65号	令和 7 年度登米市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議 案 第 66号	令和 7 年度登米市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議 案 第 67号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	23

議案第68号	登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第69号	登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	26
議案第70号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第71号	令和7年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	30
認定第1号	令和6年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について	31
認定第2号	令和6年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第3号	令和6年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	33
認定第4号	令和6年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第5号	令和6年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	35
認定第6号	令和6年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第7号	令和6年度登米市水道事業会計決算認定について	37
認定第8号	令和6年度登米市下水道事業会計決算認定について	38
認定第9号	令和6年度登米市病院事業会計決算認定について	39
認定第10号	令和6年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について	40

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	日野 みち子
住 所	登米市登米町

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

氏 名	志賀 尚
住 所	登米市豊里町

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	金 正男
住 所	登米市石越町

同意第5号

監査委員選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

氏 名	小野寺 智
住 所	岩手県一関市花泉町

報告第 19 号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和6年度に終了した登米市一般会計予算の継続費の精算について、別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(別紙)

令和6年度 登米市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他	
10	2	事業用地域小学校施設整備費	令和5年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				399,353,000	143,807,000	255,500,000	46,000		198,700,000		198,789,900	200,563,100	143,807,000	56,800,000		△43,900
			令和6年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				331,573,000	37,085,000	294,400,000	88,000		351,200,000		532,135,900	△200,562,900	△143,530,000	△56,800,000		△232,900
			計	730,926,000	180,892,000	549,900,000	134,000		549,900,000		730,925,800	200	277,000			△276,800

報告第 20 号

令和 4 年度及び令和 5 年度登米市健全化判断比率の修正の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度及び令和 5 年度決算に基づく登米市健全化判断比率のうち、実質公債費比率の修正について、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

（単位：％）

決算年度	修正前	修正後
令和 4 年度	8. 3	7. 6
令和 5 年度	9. 0	7. 7

報告第 21 号

令和 6 年度登米市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく登米市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(単位：％)

健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	1 1 . 9 7
連結実質赤字比率	—	1 6 . 9 7
実質公債費比率	7 . 8	2 5 . 0
将来負担比率	6 0 . 3	3 5 0 . 0

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、比率が算定されないため「—」を記載している。

報告第 22 号

令和 6 年度登米市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく登米市資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
病院事業会計	—
老人保健施設事業会計	—
宅地造成事業特別会計	—

備考

- 1 「資金不足比率」欄において資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 資金不足比率が20％以上の場合は、経営健全化基準に該当する。

報告第 23 号

令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）に係る 専決処分の報告について

令和 7 年 7 月 16 日、令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

専 決 処 分 書

令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、地方自治法（昭和22 年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月16日

登米市長 熊 谷 康 信

(別冊)

報告第 24 号

損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	令和7年7月10日	令和7年4月16日、登米市東和町米川字町下地内の市有共葬墓地西側斜面にあるマツが根本から倒れ、相手方墓地の墓石等を破損させたもの	330,000円 その余の請求を 放棄

報告第 25 号

放棄した債権の報告について

登米市債権管理条例（平成22年登米市条例第43号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

債権放棄調書

債権放棄年月日：令和7年3月31日

債権の名称	債権放棄の事由	令和6年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
育英資金 貸付基金	第1号該当 (生活困窮)	6人	55件	273,000円	民法の改正により、 令和元年度以前に 発生した債権は時 効10年、それ以降 に発生した債権は 時効5年 合計人数のうち 実人数は1人
	平成27年度	1人	5件	23,000円	
	平成28年度	1人	12件	60,000円	
	平成29年度	1人	12件	60,000円	
	平成30年度	1人	12件	60,000円	
	令和元年度	1人	12件	60,000円	
	令和2年度	1人	2件	10,000円	
合 計		6人	55件	273,000円	

債権放棄年月日：令和 7 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 6 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
学校給食費	第 1 号該当 (生活困窮)	11 人	122 件	562, 621 円	民法の改正により、 令和元年度以前に 発生した債権は時 効 2 年、それ以降 に発生した債権は 時効 5 年 合計人数のうち 実人数は 8 人
	平成18年度	1 人	14 件	62, 000 円	
	平成19年度	1 人	24 件	108, 000 円	
	平成20年度	1 人	9 件	40, 500 円	
	平成21年度	1 人	10 件	45, 000 円	
	平成30年度	1 人	7 件	26, 600 円	
	令和 2 年度	2 人	14 件	78, 380 円	
	令和 3 年度	2 人	24 件	115, 470 円	
	令和 4 年度	2 人	20 件	86, 671 円	
	第 5 号該当 (行方不明)	1 人	6 件	27, 000 円	
	平成24年度	1 人	6 件	27, 000 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	4 人	6 件	15, 419 円	
	平成17年度	1 人	1 件	3, 079 円	
	平成18年度	1 人	1 件	923 円	
	平成19年度	1 人	1 件	1, 687 円	
	平成23年度	1 人	3 件	9, 730 円	
合 計		16 人	134 件	605, 040 円	

債権放棄年月日：令和 7 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 6 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
水道料金	第 3 号該当 (債権消滅)	13 人	39 件	266, 287 円	民法の改正により、 令和元年度以前に 発生した債権は時 効 2 年、それ以降 に発生した債権は 時効 5 年
	平成 29 年度	1 人	7 件	15, 624 円	
	平成 30 年度	5 人	11 件	58, 326 円	
	令和元年度	7 人	21 件	192, 337 円	
	第 7 号該当 (徴収停止)	43 人	116 件	280, 347 円	合計人数のうち 実人数は 41 人
	平成 26 年度	1 人	2 件	52, 640 円	
	平成 28 年度	3 人	11 件	25, 524 円	
	平成 29 年度	13 人	40 件	99, 154 円	
	平成 30 年度	13 人	38 件	68, 148 円	
	令和元年度	8 人	17 件	23, 880 円	
	令和 2 年度	2 人	2 件	2, 934 円	
	令和 3 年度	2 人	4 件	5, 427 円	
	令和 4 年度	1 人	2 件	2, 640 円	
合 計		56 人	155 件	546, 634 円	

債権放棄年月日：令和 7 年 3 月 31 日

債権の名称	債権放棄の事由	令和 6 年度の放棄した債権			備 考
		人数	件数	金額	
病院事業 使用料	第 5 号該当 (行方不明)	7 人	24 件	422, 104 円	民法の改正により、 令和元年度以前 に発生した債権は 時効 3 年、それ以 降に発生した債権 は時効 5 年
	平成 23 年度	1 人	1 件	2, 890 円	
	令和元年度	1 人	2 件	1, 429 円	
	令和 2 年度	1 人	6 件	78, 410 円	

		令和 3 年度	2 人	12件	273, 055円	合計人数のうち 実人数は 6 人
		令和 5 年度	2 人	3 件	66, 320円	
合 計			7 人	24件	422, 104円	

報告第 26 号

公益財団法人登米文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人登米文化振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

報告第 27 号

株式会社いしこしの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社いしこしの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

議案第 67 号

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年登米市条例第34号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年登米市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「、それぞれに」を「、それぞれ次に」に改める。

第 5 条中「が契約」を「が締結」に改める。

第 8 条中「7 円73銭」を「8 円38銭」に改める。

第11条第 2 項中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条及び第11条第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 68 号

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成24年登米市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「（次項において「特殊災害等」という。）」を削り、「及び救急業務」を「、救急及び救助業務」に改め、同項第 3 号中「救助業務」の次に「（前号に係るものを除く。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき出動して行う業務であって次に掲げるもの

ア 消防組織法第45条第 1 項に規定する緊急消防援助隊（以下「緊急消防援助隊」という。）として出動して行う、同法第44条第 1 項に規定する消防の応援等

イ 消防組織法第39条第 2 項の規定による協定に基づき県内の他の地方公共団体の区域に出動して行う消防の応援（県外から当該区域に緊急消防援助隊が出動した場合に限る。）

第 5 条第 2 項第 3 号中「。ただし、特殊災害等が発生した箇所で行われた業務にあつては、業務に従事した日 1 日につき840円」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(4) 前項第 4 号の業務 業務に従事した日 1 日につき1,080円。ただし、同号の業務が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大がなされたときまでの間における当該区域と同一地域を含む。）で行われた場合は、業務に従事した日 1 日につき2,160円

第 5 条第 3 項を次のように改める。

3 同一の日において、第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる業務のうち、2 以

上の業務に従事したときは、最も高い額の手当を支給する。

第5条第4項を削る。

第6条第1項中「、職員」の次に「（給与条例別表第2に定める消防職給料表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第15号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年登米市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改め、同条第7号中「。以下「省令」という。」を削る。

第7条第1項第1号中「第5条第1項第1号」を「第5条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年登米市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「できる」を「あった」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市の機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市が備える住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の1の項中

「

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）
による住民票の記載事項（以下「住民票
関係情報」という。）であって規則で定
めるもの

を

」

「

住民基本台帳法による住民票の記載事項
（以下「住民票関係情報」という。）で
あって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定める
もの

に改め、同表の2の項中

」

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）による支援給付に関す
る情報（以下「残留邦人情報」という。）
であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）による支援給付に関す
る情報（以下「残留邦人情報」という。）
であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定める
もの

に改め、同表の3の項中「知的障害者に

」

に関する情報」の次に「（以下「障害者関係情報」という。）」を加え、

「
[残留邦人情報であって規則で定めるもの] を
」

「
[残留邦人情報であって規則で定めるもの
住登外者宛名情報であって規則で定めるもの] に改め、同表に次のように加える。
」

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		残留邦人情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による受給資格に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 7 年11月25日から施行する。

議案第 71 号

令和 7 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 7 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた修学一時金の不納欠損処理により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金7,600,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

1 不納欠損処理する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
医学生修学一時金 貸付金	平成23年度	7,600,000	7,600,000	7,600,000

2 資本剰余金を処分する日付

令和 7 年10月31日

認定第 1 号

令和 6 年度登米市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 6 年度登米市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 2 号

令和 6 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 6 年度登米市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 3 号

令和 6 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 6 年度登米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第4号

令和6年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度登米市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

認定第5号

令和6年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度登米市土地取得特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊谷 康 信

認定第6号

令和6年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度登米市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第7号

令和6年度登米市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度登米市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 8 号

令和 6 年度登米市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 6 年度登米市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第9号

令和6年度登米市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度登米市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月9日提出

登米市長 熊 谷 康 信

認定第 10 号

令和 6 年度登米市老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第 4 項の規定により、令和 6 年度登米市老人保健施設事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

登米市長 熊 谷 康 信

